

公 告

大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、令和6年8月9日付け公告に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、令和6年12月20日から令和7年1月20日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和6年12月20日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 マーレとようら

所在地 下関市豊浦町大字吉永1867の4

2 意見の概要

騒音の発生に係る事項について配慮を求める。